知多北部広域連合職員定数条例

(平成11年6月1日 条例第4号)

改正 平成18年2月28日 条例第2号

改正 平成28年2月26日 条例第1号

改正 令和 2年2月20日 条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条第6項、 第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項の規定に基づき、職員(臨時又は非常勤の職員を除く。以下同じ。)の定数について必要な事項を定めるものとする。

(職員の定数)

第2条 職員の定数は、次のとおりとする。

(1) 広域連合長の事務部局の職員 24人

(2) 議会の事務部局の職員 2人

(3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 2人

(4) 監査委員の事務部局の職員 2人

2 前項第2号から第4号までの職員は、広域連合長の事務部局の職員がこれを兼ねることができる。

附則

この条例は、平成11年6月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第2号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成28年条例第1号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年条例第1号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。